

組 合 規 約

カネスエ労働組合

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組合は、「カネスエ労働組合」と言う。

(事業所の所在地)

第2条 この組合の事業所を

愛知県一宮市森本1丁目10-25 メゾン真和102号

に置く。

第2章 目的 及び 事業

(目的)

この組合は、組合員の団結と、相互扶助の精神とによって、その経済的・社会的地位の向上をはかり、併せて会社の発展に寄与するを以て目的とする。

(事業)

この組合は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 労働条件の維持改善に関する事項
- (2) 労働協約の締結ならびに経営の民主化に関する事項
- (3) 組合員の教養・文化共済に関する事項
- (4) その他の組合の目的達成に必要な事項

第3章 構成

(構成)

この組合は、(株)カネスエ商事、(株)カネスエ、(株)カネスエ・あーすワン、(株)カネスエ・フロンティア、(株)スマイル・カネスエ、(株)カネスエ・トータルソリューションズ、のすべての従業員をもって構成する。

- ・社員 ・短時間パートナー ・長時間パートナー ・限定社員
- ・年少者パートナー ・高齢者パートナー ・嘱託 ・シニア社員
- ・実習生

但し、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 会社役員、取締役
- (2) その他、組合と使用者で協議して決めた者

(加入)

第5条により資格を有する者は、全て正当な手続きにより、組合員とならなければならない。(ユニオンショップ制)

その資格は、(株)カネスエ商事、(株)カネスエ、(株)カネスエ・あーすワン、(株)カネスエ・フロンティア、(株)スマイル・カネスエ、(株)カネスエ・トータルソリューションズに入社した日を以て有する

- (2) 組合員たる資格を有する者が組合に加入するときは、加入申込書に必要事項を記入し、手続きをしなければならない。

(資格喪失)

組合員が次の各号の一つに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 第5条の資格を失ったとき
- (2) 除名

(脱退)

この組合は、組合機関の承認のある場合の他は、脱退を認めない。

第4章 組合員の権利と義務

(平等の原則)

組合員は、何人も平等なる権利を有し、いかなる場合においても人種・宗教・性別・信条・門地又

は身分によって組合員としての資格を奪われることはない。

(組合員の権利)

組合員は、次の権利を有する。

- (1) 組合の行事に参加する権利
- (2) 役員その他あらゆる組合代表者の選挙権及び被選挙権を有する権利
- (3) 定められた会議に出席して発言し議決に参加する権利
- (4) 組合機関に対して提案する権利
- (5) 会計及び会議録を閲覧する権利
- (6) 各機関及び役員に対して報告を求める権利

(組合員の義務)

組合員は、すべて次の義務を負う。

- (1) 組合規約及び諸規定並びに機関の決定を遵守し、その統制に服する義務
- (2) 正当な組合活動を行う義務
- (3) 定められた組合費を納入する義務
- (4) 機関決定を遵守し、役員・委員等に積極的に協力し、その指令に服する義務
- (5) 役員その他に選出されたとき、正当な理由なく拒否できない義務

第5章 機 関

(機関の種類)

この組合に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 評議委員会
- (3) 執行委員会

(大会)

大会は、組合の最高決議機関であって、三役・執行委員・会計監査委員及び職場委員(代表1名)をもって構成する。

- (1) 大会は、毎年1回これを召集する。
但し、執行委員会及び評議委員会の議決によって必要と認めるとき、又は組合員の3分の1以上の連署による請求があったとき、執行委員長は、臨時に大会を召集しなければならない。
- (2) 大会は、議長1名を置く。
議長は、何れも大会において執行委員より職場委員を選出する。

(大会の附議事項)

次の事項は、大会附議事項とする。

- (1) 事業報告
- (2) 会計報告
- (3) 活動方針
- (4) 歳出、歳入、予算及び決算
- (5) 役員選挙
- (6) 上部団体への加入又は、脱退
- (7) 規約に関する事項
- (8) 組合員の除名

(評議委員会)

評議委員会は、大会に次ぐ決議機関であって、三役・執行委員・及び職場委員(代表1名)をもって

構成する。

- (1) 評議委員会は必要の都度、執行委員長が招集する。
- (2) 評議委員会は、議長を1名置く。
議長は、何れも大会において執行委員より職場委員を選出する。

(評議委員会の附議事項)

評議委員会の附議事項は次の通りとする。

- (1) 大会から委任された事項
- (2) 執行委員会からの報告及び提出議案
- (3) 評議委員会から提出された議案
- (4) 表彰及び制裁
- (5) 規約に基づく諸規定の制定及び改廃
- (6) 臨時徴収金に関する件
- (7) その他組合活動に必要な事項

(執行委員会)

執行委員会は、組合の執行機関であって、三役及び執行委員で構成し、その任務は、次の通りとし、執行委員長が必要の都度、臨時招集する

- (1) 大会の決議事項を執行し、且つ緊急事項を処理する。
- (2) 組合運営及び組合員の指導に関する方針を決め、必要に応じて専門部を設けて事業を執行する。

(専門部)

執行委員会に次の専門部を設け、組合業務の円滑な執行に資す。

- (1) 労働法規
- (2) 賃金
- (3) 福利・教育
- (4) 広報
- (5) 経営戦略

(会議の成立及び議決)

大会、執行委員会の成立は、議決権を有する構成員の3分の2以上の出席で成立する。議決は、出席議決者の過半数以上の賛成によって行う。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(全員投票)

次の議決については、組合員の直接無記名投票で4分の3以上の賛成によって行う。但し、争議行為の終結に関する決定の場合は2分の1以上の賛成によって行う。

- (1) 組合の解散
- (2) 争議行為の決定

第6章 職場委員

(職場委員の選出)

職場委員の選出は、以下の通りとする。

- (1) 職場委員は、各事業所より1名、組合員の直接無記名投票又は、執行委員長の承認のもと選出する。
- (2) 年度の中途において新規に事業所が開設されたときは前項を適用する。

(職場委員の任期)

職場委員の任期を以下の通りとする。

- (1) 職場委員の任期は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 職場委員の異動等により他の職場へ転出するときは、当該職場委員は自動的に解任されるものとし、それによって欠員になった職場に於いては本条1項により欠員の補充を行うものとする。この場合の職場委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職場委員の職務)

第21条 職場委員は、評議委員を兼務し、事業所を単位とした職場における組合活動を担当し、大会及び評議員会に出席する。

第7章 役員

(役員の名称及び数)

この組合に次の役員を置く。

執行委員長 1名

副執行委員長 1名 又は、2名

書記長 1名

書記次長 1名

執行委員 若干名

会計監査委員 1名

(役員を選任)

組合三役、執行委員及び会計監査委員は、大会において出席代議員の直接無記名投票によって選出する。但し、候補者が定員を超えないときは、信任投票を行い、その過半数の信任によって選出する。

(役員任期)

役員任期は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

(役員職務)

役員職務は次の通りとする。

執行委員長は、組合代表として組合の業務を統轄しその責に任ずる。

副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故有るときはその任務を代行する。

書記長は、執行委員長を補佐し、書記局業務を主宰する。

執行委員は、それぞれ専門部を担当し、組合業務を分担し執行する。

会計監査委員は、会計業務を監査する。

第8章 専従役員

(専従の設置)

労使協議により、執行委員から専従役員を置くことができる。

専従役員を選出は、執行委員の中から選出し、大会にて決議する。

専従役員とは、会社の社員で、会社の業務を離れて、組合の業務に従事する組合員をいう。

専従職員は、組合が任意に決定できる。

(専従役員待遇)

専従役員の間中の待遇は以下の通りとする。

専従期間中は、専従休職とし、本部人事部付けとする。

専従の任期は、労使で協議して決める。

給与・賞与・社会保険料・確定拠出年金拠出金については、一旦会社が支給し、それを組合が返戻する。

昇給・昇格・評価については、一般の社員のそれに準ずる。具体的には、労使で協議して決める。専従役員は、服務規程・賃金規程及びその他の労働条件に関する条項を除き、就業規則及び労働協約の規定を適用する。

専従期間前に発生した年次有給休暇は、会社復帰後にこれを付与し、その間消滅時効は進行を停止するものとする。

その他事項については、別で労使で協議して決める。

第9章 選挙

(選挙管理委員会)

第33条 役員及び職場委員の選挙は、選挙管理委員会でこれを行う。

(機構)

第34条 選挙管理委員会に委員長1名、委員若干名を置く。

(選出)

選挙管理委員長並びに選挙管理委員は、執行委員会の議を経て、執行委員長が任命する。

(任期)

選挙管理委員長及び委員の任期は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

第9章 会計

(財源)

(1) この組合の会計は、組合費・臨時徴収金・及び雑収入金並びに寄付金をもってこれに充てる。

(2) 臨時徴収金及び寄付金は、執行委員会の議決によって大会で承認を受ける。

(3) 組合費は次の通りとし、会社に控除依頼し徴収する。

・社員(副主事以下)、シニア社員 (基準内賃金)×1.0%×12ヶ月

(基準内賃金)×1.0%×2ヶ月【賞与】

・短時間・長時間パートナー、限定社員、年少者・高齢者パートナー、実習生

(基本給+加給)×0.4%×12ヶ月

・社員(主事以上)、嘱託

2,000円×12ヶ月

(会計監査)

会計は毎会計年度(9/21から翌年9/20)毎に一回会計監査を受け、その正確である旨の説明を付し組合員に公表しなければならない。

第10章 統制

(自主性の確立)

組合は、民主的運営と組合の自主性を確立するため、これを阻害するような行動を厳格に統制する。

(統制と制裁)

組合員が故意に組合の統制ある活動を妨害したり、正常な活動と機能を乱したり他の組合員の利益を損なったときは、その事情によって次の何れかの制裁を受ける。

- (1) 当該組合員の氏名と行動の公示
- (2) 一定期間の権利の停止
- (3) 脱退勧告
- (4) 除名

(手続)

統制及び制裁については、執行委員会の議を経て大会において決定する。

第11章 附 則

この規約は、平成17年3月20日に一部改訂して実施する。

この規約は、平成21年4月1日に一部改訂して実施する。

この規約は、平成31年3月19日に一部改訂して実施する。

この規約は、平成31年●月●日に一部改訂して実施する。